士幌町ハチの巣駆除費助成金交付要綱

**（目的）**

第１条　この要綱は、町民等に対してハチの巣の駆除に要した費用の一部を助成することにより、その負担を軽減するとともに、早期発見早期駆除を促進し、もって町民の安全確保を図ることを目的とする。

**（定義）**

第２条　この要綱において「ハチ」とは、スズメバチその他人に危害を及ぼすおそれのあるハチとする。

**（助成対象）**

第３条　助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

　（１）町内に所有若しくは管理している建物又は土地であること。

　（２）駆除業者（ハチ等の駆除を業とする業者をいう。）によりハチの巣を駆除すること。

**（助成金の額）**

第４条　助成金の額は、５，０００円とする。ただし、同時に２個以上の営巣を駆除した場合は、２個目以降の営巣１個に付き２，０００円を加算した額とする。

**（対象となる期間）**

第５条　ハチの巣の駆除対象とする期間は、４月１日から１２月３１日までとする。

２ 会計年度を超えて助成金の申請をすることはできない。

**（助成金の交付申請）**

第６条　助成金の交付を受けようとする者等（以下「申請者」という。）は、巣の駆除後に、士幌町ハチの巣駆除費助成金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、士幌町ハチの巣駆除費領収書兼作業証明書（様式第２号）を添えて、町長に申請するものとする。

**（助成金の交付決定）**

第７条　町長は、前条の規定により申請された申請書を審査し、助成金の交付要件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、士幌町ハチの巣駆除費助成金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知する。

　（助成金の交付方法）

第８条　助成金の交付方法は、申請者の指定した口座に振り込むことにより行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、町長は、助成金を申請者に代わり駆除業者に支払うことができる。この場合においては、駆除業者は、ハチの巣駆除に要した費用から助成金の額を控除した額を申請者に請求するものとする。

３　駆除業者は、前項の助成金申請の際には、申請書に士幌町ハチの巣駆除実績表（様式第４号）を添付するものとする。

**（助成金の返還）**

第９条　町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、その全額又は一部を返還させることができる。

**（その他）**

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

この訓令は、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際、現にあるこの訓令による改正前の様式第１号により申請された士幌町ハチの巣駆除費助成金交付申請書兼請求書は、この訓令による改正後の士幌町ハチの巣駆除費助成金交付申請書とみなす。